

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協議会は、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会（プラ推進協という）と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、事務所を東京都に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容リ法という）に基づき、「その他プラスチック製容器包装（プラ容器包装という）」に関して、次の各号に掲げる事項に務めることを目的とする。

- (1)効果的・効率的な再商品化システムの構築とその実際の運用を円滑に履行できる体制の整備
- (2)3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- (3)消費者、自治体等の他の主体との連携

(事業)

第4条 本協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)プラ容器包装の再商品化システムの具体的構築と必要な制度整備への提言に関する事項
- (2)プラ容器包装の再商品化手法の調査及び施設整備に関する事項
- (3)プラ容器包装の分別基準、分別収集についての調査及び提言に関する事項
- (4)プラ容器包装再商品化製品の用途拡大に関する事項
- (5)プラ容器包装再商品化についての普及・啓発及び情報収集活動に関する事項
- (6)財団法人日本容器包装リサイクル協会との連携・協力に関する事項
- (7)国内外関係機関及び他の主体との交流・協働に関する事項
- (8)その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員 等

(会員の構成)

第5条 本協議会の会員は、団体会員及び企業会員とする。

2. 団体会員は、プラ容器包装に係る団体及びそれに関連する団体とする。
3. 企業会員は、プラ容器包装に係る特定事業者及びそれに関連する事業者とする。

(加入)

第6条 本協議会に加入を希望する者は、所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費規程により、会費を納めなければならない。

2. 既納の会費は、いかなる場合でも返還しない。

(退会)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退会するものとする。

(1)第5条に定める会員の資格を喪失したとき

(2)破産の宣告を受け、又は解散したとき

(3)第8条第2項の定めに基づく退会の届出があったとき

(4)第9条の定めに基づき除名されたとき

2. 会員は、所定の退会届を1ヶ月前までに会長に提出し、会費の納入等所定の義務を履行した後、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てその会員を除名することができる。この場合、会長は、その総会の会日の10日前までにその会員に対して書面をもってその旨を通知し、かつ、その総会で弁明する機会を与えるものとする。

(1)本規約に違反したとき

(2)会費の納入その他本協議会に対する義務の履行を甚だしく怠ったとき

(3)本協議会の名誉を毀損する行為、本協議会の事業を妨げる行為その他本協議会の目的に著しく反すると認められる行為をしたとき

2. 会長は、第9条第1項の決議があったときは、除名の理由を明らかにした書面をもってこれをその会員に通知するものとする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第10条 本協議会の役員として、理事20名以上30名以内及び監事2名を置く。

2. 理事及び監事は、総会において会員及び会長が推薦する者のうちからこれを選任する。

3. 理事及び監事は、相互にこれを兼任することはできない。

4. 理事のうちから、会長1名、副会長5名以内、専務理事1名をそれぞれ理事会において選任する。

5. 理事は当該役職を退任等により、離れる場合は、第10条第2項に拘わらず、所属団体代表の推薦者を後任者とすることができる。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は、退任後であっても、後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。
3. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間とする。

(役員の職務)

第12条 会長は、本協議会を代表し、本協議会の会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順によりその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、本規約の定めるところにより、本協議会の会務を執行する。
4. 監事は、本協議会の会計及び会務を監査するとともに、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第13条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。なお、事務局長は専務理事が兼任できるものとする。
3. 事務局に関して必要な事項については、理事会の決議を経て、事務局運営規程として別に定める。

第4章 総会及び理事会等

(総会)

第14条 総会は、会員で構成し、定時総会及び臨時総会とする。

2. 定時総会は、第24条で定める毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1)会長又は理事会が必要と認めたとき
 - (2)監事が本協議会の会計又は会務について不正のあることを発見し、その報告の必要があると認めたとき
 - (3)会員総数の3分の1以上に相当する数の会員から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集、議長)

第15条 総会は、会長がこれを招集する。

2. 総会の招集は、会日の10日前までに、日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面をもって、会員に通知しなければならない。

3. 開催が第14条第3項(2)又は(3)による場合には、会長はその請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。
4. 総会の議長は、会長がこれに任ずる。

(総会の決議事項)

第16条 本規約において別に定める事項を除き、次の事項については総会の決議を経なければならない。

- (1)本規約の制定、変更及び廃止。ただし、軽微な修正は、理事会の承認で行うことができる。
- (2)本協議会の事業計画及び収支予算の承認
- (3)本協議会の事業報告及び収支決算及び財産目録の承認
- (4)年会費の承認
- (5)その他理事会において必要と認めた事項

(総会の決議)

第17条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

2. 総会は、会員総数の過半数に相当する数の会員の出席をもって成立する。
3. 総会においては、第15条第2項の定めによりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、第18条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。
4. 総会の決議は、第18条各号に掲げる事項を除き、出席会員が有する議決権数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の特別決議)

第18条 次の事項は、会員総数の3分の2以上の会員が出席し、その有する議決権数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1)本協議会の解散
- (2)会員の除名
- (3)役員解任

(代理人による議決権の行使)

第19条 会員は、第17条及び第18条各号に掲げる事項の決議に際して、代理人に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、その場合は、委任状を提出しなければならない。

2. 代理人によって議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席会員のうちから選出された議事録署名人2名と議長が署名し、又は記名捺印するものとする。

3. 議事録は、事務局が永年保存する。

(理事会)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長は会長がこれを任ずる。
3. 理事会の招集は、会日の7日前までに、日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して、理事に通知しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席によって成立し、理事会の決議は、出席理事が有する議決権数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 理事は、代理人に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合は、委任状を提出しなければならない。代理人によって、議決権を行使した理事は、理事会に出席したものとみなす。
6. 会長が必要と認めた場合、書面での理事会を行うことができる。

(理事会の決議事項)

第22条 次の事項については理事会の決議を経なければならない。

- (1)総会の招集及び総会に付すべき事項
- (2)総会において決議された事項の執行に関する事項
- (3)本協議会に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (4)本協議会内の委員会設置に関する事項
- (5)その他本協議会の会務の執行に関し会長が必要と認める事項

(委員会)

第23条 本協議会に、第4条の事業を推進するため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2. 委員会は、本協議会の業務遂行上必要と認められる特定の事項について調査及び審査し、その結果を理事会に報告するものとする。
3. 委員会の委員は、会員のうちから、事務局の推薦を受けて会長が委嘱する。
4. 委員会の運営については、理事会の決議を経て、委員会運営規程として別に定める。

第5章 会 計

(会計年度)

第24条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(資産の構成及び管理)

第25条 本協議会の資産は、次のものをもって構成する。

- (1)会費

- (2)寄附金
 - (3)事業に伴う収入
 - (4)前各号の資産から生ずる収入
 - (5)その他の収入
2. 本協議会の経費は、資産をもってこれを充てる。
 3. 本協議会の資産は、会長がこれを管理する。

(事業計画及び収支予算)

第26条 本協議会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度の開始前に会長がこれを作成する。

2. 本協議会の事業計画及び収支予算が総会で承認されるまでの間は、前会計年度の事業計画及び収支予算の範囲内において事業を行うものとする。

(事業報告及び収支決算)

第27条 会長は、毎会計年度の終了後、速やかに次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1)事業報告書
- (2)収支決算書
- (3)財産目録

第6章 解 散

(解散の場合の処置)

第28条 本協議会が解散した場合には、総会の決議を経て、清算人の選任、残余財産の処分又は債務の処理方法等について定めるものとする。

附 則

1. 本規約は、平成10年4月15日から施行する。
2. 本協議会の設立当初の会計年度は、第24条の定めにかかわらず、設立の日から平成11年3月31日までとする。

以 上